

## 測量、建設コンサルタント等業務の入札に係る最低制限価格の見直しについて

平成 29 年 3 月 15 日に国土交通省から『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』第 20 条第 2 項に基づく要請（ダンピング受注の防止を図るため最低制限価格の算定式を見直すこと）がありました。

これを受け、最低制限価格の算定方法を見直すこととしました。

### 1 目的

工事を伴う委託（測量、建築設計、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント）業務の品質確保とダンピング受注の防止を図ること

### 2 対象

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告する予定価格 50 万円超の工事を伴う委託業務

### 3 最低制限価格の算出方法

#### (1) 最低制限価格

【最低制限基準額】 × 【くじによる調整係数】

#### (2) 最低制限基準額

直接人件費などの項目ごとに、算定割合（※1）を乗じ、算出した額の合計額（小数点以下切捨て）

※1 今回、この算定割合を見直しました。なお、算定割合は非公表とします。

### 4 見直し後の最低制限価格の範囲

#### (1) これまで

予定価格の 70% ≤ 最低制限価格 ≤ 予定価格の 80% (85%)

#### (2) 見直し後

予定価格の 80% (85%) を上限

※（ ）内は地質調査業務のみ

【総務部契約課 工事契約担当】